

令和8年度信州ウッドコーディネーター 募集要領

(ウッドもっとなぐ事業)

1 事業の趣旨

木材需給情勢の変動等に左右されにくい木材流通体制を構築し、県産材の需要拡大を図るため、令和8年度ウッドもっとなぐ事業において「信州ウッドコーディネーター（以下「コーディネーター」という。）」を選定・配置し、体制をより強化することで、大型需要に対応する木材加工事業者同士による水平連携や川上・川中・川下のつながり（垂直連携）を強化するための支援等を行うとともに、地域における県産材の利用拡大に向けた取組を行います。

2 言葉の定義

- (1) 県産材
県内で生産された木材
- (2) 県産材製品
県産材で作られた製品

3 募集内容

コーディネーター 10名程度

以下のいずれかに該当する方を募集します。

なお、当募集でコーディネーターを選定し、コーディネーターの決定及び活動依頼は「令和8年度ウッドもっとなぐ事業」を県から委託を受けた者（以下「受託者」という。）が行うこととします。

- (1) 全国の製品流通や木材加工事業者に精通している方
- (2) 全国の木材商社への営業経験があり、県産材製品に精通している方
- (3) 都市部自治体等への営業経験があり、様々な製品開発スキルを有している方
- (4) 信州木材認証製品やJAS製品等の認証製品制度に精通している方
- (5) 地域で様々な業種の方とつながりを持ち、情報発信スキルを有している方
- (6) 県産材を活用した木造建築物（住宅、公共施設等）に精通している方
- (7) 施設の木造・木質化の設計及びデザインのスキルを有している方

4 コーディネーターの活動内容

県、市町村、受託者等（以下「県等」という。）から依頼を受けて、コーディネーターとして以下の活動を行います。

- (1) 市場ニーズの把握や県内事業者と消費者の商談の場の創出
- (2) 都市部等の自治体・消費者（商社、工務店等）への製品情報発信
- (3) 事業者同士の連携体制構築に向けた支援・調整（水平連携・顔の見える供給体制）
- (4) 市町村施設等において木造・木質化するための支援
- (5) 県産材製品の開発支援
- (6) 県内木材加工事業者へのフィードバックを前提とした市場性の高い売れ筋製品の情報収集
- (7) 上記以外で、県産材の需要拡大、販路開拓、安定供給に資する取組

※県等からの依頼がなくても、自主的に上記に該当する活動を行うことも可能です。

コメントの追加 [春今1]: 令和8年度、って入れる？

コメントの追加 [億増2R1]: 入れるよう修正します

コメントの追加 [春今3]: 現行の9名全員が応募した場合、新規の方の道は閉ざされるとも解釈されかねないので、10名程度にしては？（結果的に現行の9名になっても10名程度ならOKですよね）

コメントの追加 [億増4R3]: 10名程度とします

コメントの追加 [春今5]: 「以下のいずれかに該当する方」がいいね。（全てに該当するとも解釈されかねないので）

コメントの追加 [億増6R5]: ありがとうございます、承知いたしました。

5 活動期間

受託者からの活動依頼通知日から令和9年(2027年)2月28日まで

ただし、予算の状況により、期間終了期限前に活動を終了する場合があります。

6 報酬の内容

コーディネーターは、4(1)～(7)に掲げる活動を実施後に、受託者に対して、受託者が定める期限までに確実に活動報告を行います。

受託者は、報告のあった活動内容を確認し、以下のとおり報償費及び旅費を支払います。

活動内容	支給額	備考
4(1)～(7)に該当する活動	[報酬費] 当該年度における県の規程に基づいた金額(R8年度:5,700円/1時間(予定))を支給する。ただし、1日は8時間を上限とする。	支給額が、別に定める月の上限額を越えることが見込まれる場合は、受託者と事前に協議することとする。
	[旅費] 県の規定に基づく、実費を支給	同上

ただし、上記に関わらず、下記に掲げる場合はコーディネーター活動として認められないため、報酬の対象としません。

- (1) 国または県の支出金及び補助金等の交付を受けた活動
- (2) 国または県が出資する財団法人等から助成金の交付を受けた活動
- (3) 宗教的活動に関する活動
- (4) 政治的活動に関する活動
- (5) 公序良俗に反する活動
- (6) 自身や自社製品のみでの営業を行う活動
- (7) 研修の受講や視察、個々の調査・情報収集など自己研鑽に係る活動
- (8) 団体の総会等、信州ウッドコーディネーター以外の活動
- (9) 受託者が活動内容を確認した結果、活動内容が4(1)～(7)に該当する活動と認められない場合

7 応募の要件

以下の全ての要件を満たす方が応募することができます。

応募要件
<ol style="list-style-type: none"> (1) コーディネーター活動を行うことに対して、所属する企業等の内諾を得ていること。ただし、所属する企業等がない場合はこの限りではない。 (2) 県等からの求めに応じて、コーディネーター活動を行えること。 (3) 県産材製品全体の情報発信や販路開拓を行うこと。 (4) 県の求めに応じて、事例発表会等に協力すること。 (5) 1年間継続してコーディネーター活動を行えること。

コメントの追加 [春今7]: 今年は内容によって金額が変わったけど、一律時間5,300円になった??

コメントの追加 [億増8R7]: 単価は今年度も一律で、内容ごとに想定する時間(2hなら10,600、8h(一日)なら42,400)を掛けて価格を決めていました。返って分かりづらいという意見がございましたので、時間で統一する標記としました。
→統一単価がR8でありましたので修正しました

コメントの追加 [春今9R7]: ここはこの表記でもいいけど、従来の皆さんには丁寧な説明が必要ですね。ご検討ください。

コメントの追加 [億増10R7]: 照会する際にメール本文で補足します

コメントの追加 [春今11]: ここに対象外の業務の記載があるけど、あくまで報酬支払の対象外であって、報酬なしでここに記載の業務をコーディネーター業務として実施できると読めますが・・・

コメントの追加 [億増12R11]: 修正しました。

8 審査

(1) 審査方法

提出いただいた応募書類について、林務部信州の木活用課県産材利用推進室で応募要件の適否に関する書類審査及び必要に応じて面接審査を行い、コーディネーターを選定します。

なお、これまでコーディネーターの活動実績がある場合は、書類審査のみを実施します。

(2) 審査基準

主に下記の事項について審査等を行い選定します。なお、審査結果は電子メールにより通知いたします。

- ア コーディネーターとして期待する活動を行うことができるか
- イ 他のコーディネーターと連携して活動を行うことができるか
- ウ 県産材製品の販路開拓、需要拡大に寄与することができるか

9 応募に必要な書類

以下の書類を1部提出してください。なお、提出いただいた書類は返却いたしません。

(1) コーディネーターとしての活動実績がある者

- 1) 信州ウッドコーディネーター継続申請書（様式第1号）
- 2) その他補足するための添付資料（任意）

(2) 新たにウッドコーディネーターに応募する者

- 1) 履歴書（様式第2号）
- 2) その他補足するための添付資料（任意）

※履歴書の電子データは以下の長野県公式ホームページ上に掲載してありますのでご活用ください。

URL：[/mokusuzai/08woodcoordinatorbosyu.html](http://mokusuzai/08woodcoordinatorbosyu.html)

※以下の手順で上記ホームページをご覧くださいこともできます。

- 長野県公式HPトップページ ⇒ 「目的から探す」の「組織・機関」
- ⇒ 長野県の組織一覧（本庁） ⇒ 林務部 ⇒ 県産材利用推進室
- ⇒ 信州ウッドコーディネーターについて（募集中）

10 募集期間

(1) コーディネーターとしての活動実績者がある者

令和8年（2026年）3月2日（月）から3月6日（金）まで

(2) 新たにコーディネーターに応募する者

令和8年（2026年）3月2日（月）から3月23日（月）まで

(3) 提出先

上記(1)、(2)に定める期間に、林務部信州の木活用課県産材利用推進室へ応募書類を提出してください。

(4) 提出方法

応募書類は、郵送、持参、メールのいずれかにより提出してください。

(5) 留意事項

※募集内容について、応募の条件に合致するかの確認や、応募書類の作成方法等について御

不明な点がございましたら、応募書類を作成する前に林務部信州の木活用課県産材利用推進室に御相談ください。

※提出いただいた応募書類の返却はいたしません。また、取得した個人情報は本事業以外での使用はしません。

11 事業選定に係るスケジュール（予定であり変更になる場合があります）

- ・ 提出書類の確認（令和8年3月中旬から下旬）
- ・ 選定・選定結果通知（令和8年3月下旬）
- ・ 受託者からの活動依頼通知（令和8年4月中旬から下旬）

12 活動の開始

活動依頼通知日以降に活動を開始することができますが、受託者からの活動依頼通知日より前に実施した活動については報酬の対象となりません。

13 報償費及び旅費の返還義務

次に該当する場合は、報償費及び旅費の全部または一部を受託者に返還していただくことがあります。

- ・ 偽りまたは不正の手段により、報償費及び旅費の給付を受けたことが判明したとき

14 その他

本事業は、令和7年度長野県議会2月定例会において、令和8年度の当初予算成立が前提となりますので、今後内容の変更等がある可能性があります。

15 応募書類提出先・問い合わせ先

林務部信州の木活用課 県産材利用推進室	〒380-8570 専用郵便番号のため、住所記載不要	TEL:026-235-7266 mokuzai@pref.nagano.lg.jp
------------------------	-------------------------------	---

コメントの追加 [春今13]: 誰に返還するの？県？受託者？

コメントの追加 [僚増14R13]: 基本的に受託者に返還するものと考えます。

コメントの追加 [春今15R13]: であれば、その旨分かるように記載した方がいいですね

コメントの追加 [春今16]: 誰に返還するの？県？受託者？

コメントの追加 [僚増17R16]: 基本的に受託者に返還するものと考えます。

コメントの追加 [春今18R16]: であれば、その旨分かるように記載した方がいいですね